

寝屋川市通学路等交通安全対策プログラム

～通学路等の安全確保に関する取組方針～

寝屋川市教育委員会

1. プログラムの目的

このプログラムは通学路等（「小学校が指定する通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」）の交通安全対策に係る関係機関が連携体制を構築し、通学路等の安全確保に向けた取組を継続的に実施することを目的としています。

【経緯】

平成 24 年 4 月以降、全国で登下校中の児童等が死傷する痛ましい事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の 3 省庁が連携し、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取組を行うよう依頼がありました。これを受け、寝屋川市では、平成 24 年 8 月に関係機関と連携して、通学路の緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について関係機関で協議・対応するとともに、緊急合同点検以外の箇所についても、さまざまな安全対策を講じてまいりました。そして、平成 27 年 1 月に通学路の交通安全対策を対象として「寝屋川市通学路交通安全対策プログラム」を策定しました。

このプログラムは「寝屋川市通学路交通安全対策プログラム」の対象を「通学路等（「小学校が指定する通学路」及び「未就学児が日常的に集団で移動する経路」）に改定するものです。

2. 寝屋川市通学路等交通安全対策検討委員会

寝屋川市では、通学路等（通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路をいう。以下同じ。）における交通事故が全国的に多発していることに鑑み、寝屋川市における適切な通学路等の在り方を検討し、児童の通学及び未就学児の日常における集団での移動の安全を確保することを目的として、寝屋川市通学路等交通安全対策検討委員会を設置します。

なお、寝屋川市通学路等交通安全対策検討委員会では、委員の他に、寝屋川警察、大阪国道事務所、枚方土木事務所等にも参加いただき、専門的なご意見を伺っています。

【寝屋川市通学路等交通安全対策検討委員会委員】

- ・都市管理部交通政策課長
- ・都市管理部道路管理課長
- ・都市管理部道路建設課長
- ・教育委員会事務局学務課長
- ・寝屋川市小・中学校校長会の代表者
- ・その他、通学路等に関わる事務を所管する部課の長

3. 取組方針

継続的に通学路等の安全を確保するため、P D C Aサイクルとして、繰り返し実施し、関係機関が連携し、さらなる通学路等の安全性の向上を図っていきます。

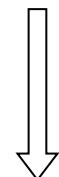
【通学路等の点検と対策実施のイメージ】

学校等（小学校・幼稚園、保育施設）による安全点検など

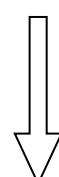
- ・各小学校は新年度に新たな通学路が設定されることを踏まえ、P T Aなどとも協力し、通学路の点検を行う。
- ・各小学校は、点検後、危険箇所等を教育委員会事務局（学務課）へ報告する。
- ・各幼稚園や保育施設は、未就学児が日常的に集団で移動する経路において、危険箇所等に気付いたときは、関係部課に報告する。

教育委員会事務局等での危険箇所の確認

- ・教育委員会事務局その他関係部課において、該当危険箇所について確認するとともに、対応策についての学校等の要望を確認する。

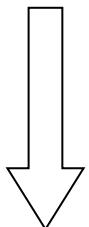


- ・必要な安全対策のうち、簡易な対策について、道路管理者と協議のうえ、早急に実施する。（看板の設置、歩道の穴埋め等）



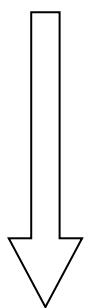
- ・対応策が、他機関（警察や大阪府など）に及ぶものについては、当該機関に依頼する。また、必要に応じ、関係機関も含めた合同点検を実施する。

通学路等交通安全対策検討委員会



- ・必要な安全対策のうち、短期的に実施が可能な対策について、寝屋川市通学路等交通安全対策検討委員会で、よりよい対応策や緊急性などを検討し、安全対策案をまとめること。(路面表示、カラー舗装等)

対策の実施



- ・学校等に通学路等交通安全対策検討委員会でまとめた安全対策案を報告する。
- ・通学路等交通安全対策検討委員会でまとめた安全対策案を実施する。

対策の効果検証

- ・対策の効果を確認するために、学校等を通じて、効果を把握する。
- ・対策実施後においても、対策内容の改善充実を図る。

4. 対策箇所等の公表

通学路等交通安全対策検討委員会で検討、実施された事案については、関係機関で認識を共有するため、活用します。

なお、「箇所図」「一覧表」を市ホームページに公表します。